

令和
元年度

国民健康保険制度について

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

国保税の軽減基準が見直しされました

「均等割」「平等割」は、世帯の所得によって国保税が軽減されます（7割、5割、2割）。このうち、次の2つの段階の範囲が拡充されます。

軽減割合	平成30年度	令和元年度
5割軽減	33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)

令和元年度の国保税率が決定しました

	平成30年度			令和元年度		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	8.00%	0.90%	1.60%	8.00%	1.35%	1.65%
資産割	24.00%	4.00%	3.00%	16.00%	3.30%	3.00%
均等割	2万6,000円	4,000円	8,000円	2万7,800円	6,100円	8,600円
平等割	2万8,000円	3,300円	6,000円	2万8,000円	4,800円	6,400円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円	61万円	19万円	16万円

年間国保税額の目安

世帯の所得額	固定資産税	世帯人数	世帯のうち40～64歳の人数	国保税額（年額）		国保税の軽減措置
				平成30年度	令和元年度	
500万円	5万円	4人	2人	67万9,100円	71万6,700円	—
250万円	5万円	4人	2人	41万6,600円	44万1,800円	—
150万円	5万円	4人	2人	27万6,900円	29万3,300円	2割軽減
150万円	5万円	2人	0人	20万9,400円	21万9,600円	—
50万円	5万円	2人	0人	7万4,700円	7万5,800円	5割軽減
0円	0円	1人	0人	1万8,300円	1万9,900円	7割軽減

☆医療費を大切にするために心がけたいこと

① 同じ病気での「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。

かかりつけ医をもち、同じ病気での他の病院を受診する時は、紹介状をもってかかりましょう。

② 時間外の受診はさけましょう。

緊急時以外は診療時間内に受診するようにしましょう。体調の悪い時は長期間様子を見ず、早めの受診が大切です。

③ 治療は途中でやめないようにしましょう。

治療を一度中断し再度受診すると、新たに初診料がかかってしまったり、病状が悪化し医療費がかさんでしまうことがあります。

④ お薬手帳を活用しましょう。

1冊のお薬手帳に記録することで薬の重複使用等を避け、健康管理に役立てましょう。ジェネリック医薬品の活用もしていきましょう。

⑤ 定期健診を受け、日ごろから健康管理に努めましょう。

病気を早期に発見することで、治療期間も短く、治療費も少なく済みます。定期的に特定健診、がん検診を受けましょう。受診結果が精密検査や再検査の時は必ず受診しましょう。



後期高齢者医療制度について

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

保険料の軽減特例等が見直しされました

○ 均等割の軽減 その1 世帯の所得による軽減のうち、軽減割合が変更となります。

所得が次の金額以下の世帯	平成 30 年度	令和元年度
33 万円 (かつ、被保険者全員が所得 0 円) ※年金収入のみの場合は受給額 80 万円以下	9 割軽減	8 割軽減

○ 均等割の軽減 その2 世帯の所得による軽減のうち、2つの段階の範囲が拡充されます。

※国税の軽減基準と同様ですので、p.12 (左記) をご覧ください。

○ 社会保険などの扶養に入っていた方への保険料の軽減が見直されました

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険 (社会保険や共済組合など) の被扶養者だった方の軽減割合が変わりました。

区分	平成 30 年度	令和元年度
被用者保険の 被扶養者だった方	均等割	5 割軽減※
	所得割	かかりません

※制度加入から2年を経過する月までの期間のみとなります。また、所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割または9割に該当することがあります。

■年間保険料の目安

単身世帯

年金収入	平成 30 年度	令和元年度	均等割軽減
80 万円	5,000 円	10,000 円	8 割
168 万円	23,400 円	23,400 円	8.5 割
196 万円	85,700 円	70,600 円	5 割
219 万円	120,000 円	110,000 円	2 割

夫婦 2 人世帯※

夫の年金収入	区分	平成 30 年度	令和元年度	均等割軽減
80 万円	夫	5,000 円	10,000 円	8 割
	妻	5,000 円	10,000 円	
168 万円	夫	23,400 円	23,400 円	8.5 割
	妻	7,500 円	7,500 円	
224 万円	夫	115,300 円	100,200 円	5 割
	妻	40,100 円	25,100 円	
270 万円	夫	174,100 円	164,000 円	2 割
	妻	50,200 円	40,100 円	

※共に被保険者で、妻の年金収入が80万円以下の場合

令和元年度の保険税 (料) 額は、7月に個別にお知らせします。
国民健康保険は世帯主宛て、
後期高齢者医療は個人宛てに郵送します。



◎自衛官採用案内

平和を仕事にする
陸海空自衛官募集

採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生	18 歳以上 33 歳未満の者	5 月 15 日 (水) 締切	5 月 25 日 (土) ※ 2 次試験あり
自衛官候補生		6 月 3 日 (月) 締切	6 月 8 日 (土) ～ 10 日 (月) のいずれか 1 日

江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。
江別市野幌町 40 - 15 G & T ビル 2F (月から金 午前 9 時～午後 5 時)

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955
役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209

●防犯協会ニュース

◇車上狙いにご注意を!

昨年は町内で 15 件の車上狙いが発生しました。防止策として車両から離れる場合は必ずロックし、車内には金品を置かず、明るい場所または人目につく場所に駐車するよう心がけましょう。

◎ 2019 年刑法犯発生状況 (3 月末現在)

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

当別町防犯協会事務局 (☎ 23 - 2711)

令和元年度

軽自動車税



■納税通知書発送予定日 5月7日(火)

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23-2332)

◆軽自動車(四輪以上および三輪車)

種別		税額			
		平成18年4月1日から平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	平成18年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	
3輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

最初の新規検査(その車両が新車として新規に車検を受ける)の年月日によって税率(税年額)が変わります。

四輪車等のグリーン化特例(軽課)措置

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、**今年度1年限り**です。軽減税率の区分要件等詳細はお問い合わせください。

区分		標準税額	軽減税率が適用される場合の税額			
軽減率		—	標準税額の概ね75%軽減	標準税額の概ね50%軽減	標準税額の概ね25%軽減	
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
3輪のもの		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

◆原動機付自転車(125cc以下)・二輪車(125cc超)・小型特殊自動車等

種別	税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下(51～90cc)	2,000円
	125cc以下(91～125cc)	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車	250cc以下(126～250cc)	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
専ら雪上を走行するもの		3,000円
導車体		3,600円

障がい者等の方へ 軽自動車税額の減免申請は5月31日まで

▼対象 障がい者または障がい者と生計を一にする方が通院等のために使用する車両(普通自動車との併用は不可)。生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等も、減免が受けられる場合があります。

▼その他 手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、減免を受けることはできません。詳細はお問い合わせください。

令和元年度 納税通知書発送予定日 5月7日

令和元年度 減免申請期限 5月31日

<必要書類>

- ① 減免申請書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 車検証
- ④ 運転免許証(実際に減免を受ける車を運転する方のもの)
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ 印鑑(シャチハタ不可)

狂犬病予防接種のご案内

犬を飼っている方は、年1回、狂犬病の予防注射を飼い犬に受けさせることが法律で定められています。次の日程で実施しますのでご利用ください。

多数の犬が集まることで興奮状態になる恐れがある犬は、病院で個別に接種することをお勧めします。

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)



日にち	時間	場所
6月1日 (土)	13:50 ~ 14:00	白樺コミセン駐車場
	14:10 ~ 14:20	森の道会館前
	14:30 ~ 14:40	茂平沢会館前
	14:55 ~ 15:05	東裏会館前
6月29日 (土)	13:45 ~ 14:00	旧青少年会館前
	14:10 ~ 14:25	川下会館前
	14:40 ~ 14:50	南部地域会館前
	15:05 ~ 15:15	西当別コミセン駐車場

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料の免除等の申請】

国民年金保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予(50歳未満)制度」があります。今年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和2年6月分までの期間を対象として審査します。また、申請ができる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請ができますので、役場国民年金窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

【国民年金保険料学生納付特例制度】

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。ご本人の所得が一定額以下(118万円+ {扶養親族等の数×38万円})の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は4月～翌年3月で、初めて申請をする方は学生証の写し等の添付が必要です。平成30年度に学生納付特例の承認を受け、翌年度も引き続き学生で同じ学校等に在学する方は、3月末に送付されているハガキ形式の申請書に記入し返送すると、引き続き学生納付特例の申請ができます。新年度は学生納付特例制度を利用しない場合には、お近くの年金事務所にお申し出ください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 5月23日(木) 10時～15時
- ・場所 商工会館(錦町)

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

【国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は職場の健康保険などに加入していない方は、すべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書と加入する方全員の個人番号(マイナンバー)が分かるものを持参し、役場の国保窓口で「加入手続き」を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合は、国保を脱退する方全員の保険証と個人番号(マイナンバー)を持参して「脱退の手続き」が必要です。加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

■こんな場合も…

例えば2年前に退職後、国保に未加入のまま経過し、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届け出をしたとしても、国保の加入日は届け出をした日ではなく、職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、未加入期間分の国保税をまとめて支払うことになり、経済的な負担が非常に大きくなります。また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、医療費を返還していただきますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。



▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)